

【お知らせ】

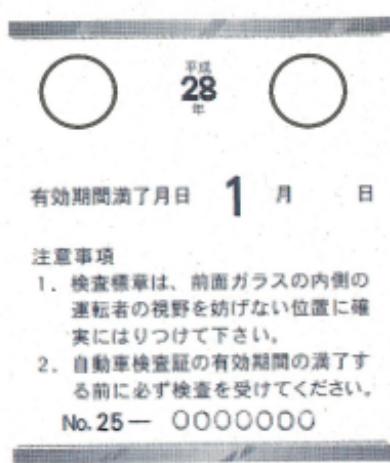
年度末繁忙期における検査・登録業務の円滑化にご協力ください
～関東運輸局山梨運輸支局、自動車検査独立行政法人関東検査部、
軽自動車検査協会山梨事務所～

年度末繁忙期での検査・登録業務は大変混雑すると予想されます。
特に年度末最終日3月31日（月）は、名義変更及び抹消等の申請業務は大変混雑が予想され、
当日内に処理できない場合もありますので、早めの申請にご協力ください。

軽自動車の検査標章（ステッカー）裏面の「自動車検査証 有効期限の満了する年月日」の記載欄のお知らせ

「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の改正により、平成26年1月から軽自動車の検査標章の様式が変更となりましたが、交付された検査標章裏面の有効期間の満了する年月日につきましては、従来の検査標章と同様に申請者等の方において記載していただきますようお願い致します。

従来の様式



変更後の様式



◎ 軽自動車検査協会